

### 3 子育て支援課

### 3-1 児童福祉関係

#### 1 保育所等の数及び利用定員の推移

令和4年4月1日現在の認可保育所は15か所（施設数は17か所）、幼保連携型認定こども園は6園、保育所型認定こども園は18園、地方裁量型認定こども園は1園、事業所内保育所は3園、家庭的保育事業施設は1園である。

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、年度途中の入所申し込み控えの状態にあり、3歳未満児、乳児保育の入所児童数はこれまでの増加傾向から横ばい傾向にある。

また、令和3年度途中入所児童は350人に及ぶ。

施設数及び利用定員

年度	公 立		私 立		計	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
H30	16	1,345	27	2,651	43	3,996
R 1	16	1,345	28	2,761	44	4,106
R 2	16	1,345	28	2,776	44	4,121
R 3	16	1,345	29	2,796	45	4,141
R 4	16	1,125	30	2,801	46	3,926

\*施設数に分園を含む。

\*令和4年4月に、全ての公立園で保育所型認定こども園へ移行し、あわせて定員の見直しを行った。

#### 2 年齢別保育所・認定こども園入所状況

(令和4年4月1日現在)

園 名	飯田市入所児童							他市町村	自由契約	合計	利用定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
丸山保育園				3	5	4	12	0	0	12	20
座光寺保育園	1	4	13	16	25	14	73	0	0	73	110
松尾東保育園		8	14	24	20	28	94	0	0	94	115
下久堅保育園		8	6	13	21	21	69	0	0	69	90
上久堅保育園				5	2	8	15	0	0	15	20
龍江保育園		8	7	11	14	17	57	0	0	57	80
竜丘保育園				19	14	17	50	0	0	50	60
川路保育園				14	15	15	42	0	0	42	45
三穂保育園		1	9	8	7	14	39	0	0	39	45
山本保育園		2	3	11	6	8	30	0	0	30	70
中村保育園		13	5	16	25	12	71	0	0	71	90
殿岡保育園		11	7	18	14	20	70	0	0	70	90
鼎みつば保育園	2	10	20	21	35	29	115	0	0	115	150
上郷西保育園		5	11	14	21	24	75	0	0	75	100
上村保育園	0	0	0	2	1	1	4	0	0	4	20
和田保育園	0	0	2	0	2	2	6	1	0	7	20
公立計	3	70	97	195	227	234	826	1	0	827	1,125
あふち保育園	1	1	0	1	0	0	3			3	
喬木北保育園	0	0	0	0	1	1	2			2	
市外公立委託計	1	1	0	1	1	1	5			5	

園名	飯田市入所児童							他市町村	自由契約	合計	利用定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
飯田仏教保育園	6	26	28	37	39	37	173	6	0	179	230
飯田中央保育園	5	11	21	20	19	19	95	4	0	99	150
飯田子供の園保育園	0	6	4	6	4	4	24	2	0	26	50
時又保育園	7	11	21	28	18	20	105	0	0	105	120
風越保育園	2	10	17	15	18	27	89	4	0	93	130
伊賀良保育園	3	19	26	29	35	31	143	0	0	143	150
育良保育園	1	15	14	16	21	22	89	0	0	89	140
慈光保育園	1	9	11	7	6	8	42	0	0	42	50
さくら保育園	3	8	9	9	15	16	60	0	0	60	60
さくら保育園久米分園		2	1	1	3	0	7	0	0	7	20
羽場保育園	3	11	14	14	12	17	71	0	0	71	70
高松保育園	0	11	7	8	12	12	50	2	0	52	50
あすなる保育園	6	12	13	0			31	0	0	31	30
千代保育園	0	2	7	5	8	9	31	0	0	31	45
千代保育園千栄分園				6	2	1	9	0	0	9	15
慈光松尾保育園	8	27	36	47	43	52	213	0	0	213	250
上郷なかよし保育園	6	24	36	32	32	28	158	5	0	163	210
私立保育園計	51	204	265	280	287	303	1,390	23	0	1,413	1,770
明星保育園	5	19	24	28	31	29	136	0	0	136	120
鼎あかり保育園	6	19	29	34	43	24	155	0	0	155	150
慈光幼稚園	0	17	23	35	39	50	164	8	0	172	180
飯田ルーテル幼稚園		1	7	9	12	13	42	4	0	46	66
聖クララ幼稚園		13	11	42	35	41	142	4	0	146	120
入舟幼稚園・入舟保育園	0	8	13	24	30	28	103	5	0	108	115
勅使河原学園	1	7	15	31	21	32	107	8	0	115	145
ビバ・チャイルド	1	2	12	3	4	11	33	2	0	35	45
野あそび保育みっけ		3	1	2	6	4	16	9	0	25	25
私立認定こども園計	13	89	135	208	221	232	898	40	0	938	966
保育室コッコロ	0	5	2				7	0	0	7	10
輝山会記念病院事業所内保育所 八重のさくら保育園	1	2	3				6	4	0	10	40
川路おむすび保育園	0	4	7				11	0	0	11	10
私立事業所内保育所計	1	11	12				24	4	0	28	60
自然保育のつばら			2				2	0	0	2	5
家庭的保育事業計			2				2	0	0	2	5
市内私立計	65	304	414	488	508	535	2,314	67	0	2,381	2,801
市外私立委託計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市内施設合計	68	374	511	683	735	769	3,140	68	0	3,208	3,926
認可計	69	375	511	684	736	770	3,145	68	0	3,213	

### 3 幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に、令和元年10月1日から保育園・認定こども園等の利用料が無償化されました。

	認可保育園・認定こども園・地域型保育事業等	認定こども園		認可外保育施設等
		1号認定	預かり保育	
			2号・3号認定	新2号・新3号
3～5歳児クラス	無償化	無償化	上限月額 11,300円	上限月額 37,000円
満3歳児	—	無償化	上限月額 16,300円 (非課税世帯のみ)	—
住民税非課税世帯 0～2歳児クラス	無償化	—	—	上限月額 42,000円

※新2号・新3号：保育の必要性の認定が必要。

※認可外保育施設等：届出済認可保育施設、一時預かり保育、ファミリーサポートセンター、病児保育

### 4 副食費の免除

給食費のうち、おかず・おやつなどの副食費は、保育料に含まれている額（認定こども園1号認定以外）でしたが、保育料無償化に合わせて、実費負担となりました。

低所得世帯への配慮として、市民税所得割額が一定額未満の世帯の副食費は免除となります。市独自の取り組みとして、18歳未満の兄・姉が2人以上いる1号認定・2号認定の子どもについて世帯の市民税所得割額に関係なく副食費が免除となります。

1号認定(満3歳以上・教育区分)

世帯	18歳未満の兄・姉から数えて		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 77,101円未満世帯	副食費免除		
市民税所得割額 77,101円以上世帯	実費徴収		

2号認定(4月1日時点で満3歳以上・保育区分)

世帯	18歳未満の兄・姉から数えて		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 57,700円未満世帯 (ひとり親・障がい世帯については77,101円未満)	副食費免除		
市民税所得割額 57,700円以上世帯	実費徴収		

## 3-2 児童手当関係

### 1 児童手当の支給

家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長を社会全体で応援するという趣旨のもと、中学生までの児童を養育する方に手当を支給する国の制度。

#### (1) 手当の額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律 15,000 円
3歳以上小学校修了前	10,000 円（第3子以降は 15,000 円）
中学生	一律 10,000 円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は、特例給付として月額一律 5,000 円を支給

※所得上限限度額以上の場合、手当等の支給なし

#### (2) 支給方法

年3回（原則として、毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までを支給）

#### (2) 支給状況（毎年2月末現在の認定者数）

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
受給者数	7,365人	7,238人	7,038人	6,810人	6,712人
支給児童延べ人数（月）	12,842人	12,556人	12,320人	11,880人	11,691人

### 3-3 ひとり親関係

#### 1 児童扶養手当の支給

離婚または死別等によるひとり親（または配偶者が重度の障害である）家庭で、18歳まで（児童が中程度以上の障害を有する場合は20歳まで）の児童を養育しているひとり親や、親に代わって児童と同居し養育している保護者に手当を支給する国の制度。

平成22年8月から父子家庭も対象となる。

##### (1) 手当の額（令和4年4月から）

区 分	月 額	児 童 加 算 額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	43,070円	10,170円	6,100円
一部支給の場合	所得額に応じ 43,060円～10,160円	所得額に応じ 10,160円～5,090円	所得額に応じ 6,090円～3,050円

※一部支給は所得に応じて月額43,060円から10,160円まで10円きざみの額。

（計算式）

〈第1子〉 手当額 = 43,060 - (受給者の所得額 - 全部支給の場合の所得制限限度額) × 0.0230070

〈第2子〉 手当額 = 10,160 - (受給者の所得額 - 全部支給の場合の所得制限限度額) × 0.0035455

〈第3子以降〉

手当額 = 6,090 - (受給者の所得額 - 全部支給の場合の所得制限限度額) × 0.0021259

10円未満四捨五入

##### (2) 支給方法

年6回 奇数月

##### (3) 認定状況（毎年5月末現在の認定者数）

平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
1,034人	1,020人	1,017人	985人	946人	937人	903人

#### 2 高等職業訓練促進給付金の支給

##### (1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な高等資格（看護師、介護福祉士等）を取得するために長期間養成機関に通う間の生活の不安や負担を軽減するため、修学の期間、促進給付金と修了支援給付金を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

##### (2) 給付金支給者

3名（令和4年5月末現在）

##### (3) 高等職業訓練促進給付金の額

市町村民税非課税 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円、最終学年 月40,000円増

#### 3 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子・父子及び寡婦を対象に、その自立に必要な情報を提供、相談指導等支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

#### 4 飯田市ひとり親家庭福祉会

##### (1) 会員数の推移

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
100 人	90 人	110 人	100 人	90 人	130 人	120 人

##### (2) 実施事業（県母寡連・市・母子会・社協補助事業）（令和 4 年度）

ア 親と子のいきいき講座事業：今後実施予定

イ 親と子の集い事業：今後実施予定

#### 5 母子・父子家庭等に対する援助対策

事業名	実施主体	金額
死別母子父子家庭慰謝激励見舞金	飯田市	30,000 円
交通災害遺児見舞金	長野県社会福祉協議会	150,000 円

#### 6 母子生活支援施設 平成 31 年 4 月 1 日廃止

### 3-4 地域子育て支援関係

#### 1 家庭児童相談

こども家庭応援センターが家庭児童相談を分担する。センターでは多様な職能スタッフ（保健師、公認心理師、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、教員OB、精神保健福祉士、社会福祉士）が総合的専門的な相談に応じる。電話または面談による相談業務のほか、養育支援家庭訪問（養育支援に関する技術的援助）等を実施する。

##### (1) 相談受付経路別件数

経路	都道府県				市町村			保育所	児童福祉施設	指定医療機関	認定こども園	警察等	保健所	医療機関	学校等			里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	保健センター	その他								幼稚園	学校	教育委員会等							
R3年度家庭児童相談全体	44	2	0	2	25	259	4	54	14	1	7	0	0	37	0	28	3	0	3	73	3	4	7	570
内、児童虐待相談	0	0	0	0	14	11	0	8	9	1	2	0	0	6	0	8	2	0	0	13	1	4	6	85

##### (2) 年齢別相談種類別受付件数

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由相談	視聴覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
0歳	5	55	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	1	68
1歳	8	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	37	0	67
2歳	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	0	89	1	113
3歳	8	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	58	1	90
4歳	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	6	2	25
5歳	4	7	0	0	0	0	0	0	1	0	0	13	0	0	1	2	28
6歳	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	3	2	19
7歳	7	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	2	20
8歳	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	12
9歳	6	4	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	2	0	0	2	17
10歳	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	12
11歳	2	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	3	16
12歳	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	10
13歳	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	12
14歳	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	2	9
15歳	5	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	11
16歳	2	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	10
17歳	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
18歳以上	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25
計	85	164	5	1	0	0	0	0	2	1	0	70	11	0	202	29	570

(3) 被虐待児童の年齢

年齢	1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生以上	計
H29	3	2	3	9	5	0	4	12	3	1	42
受付	7.10%	4.70%	7.10%	21.40%	11.90%	0%	9.50%	28.60%	7.10%	2.30%	100.00%
H30	2	6	6	7	8	11	3	28	9	0	80
受付	2.50%	7.50%	7.50%	8.80%	10.00%	13.80%	3.80%	35.00%	11.20%	0%	100.00%
R1	8	1	2	10	5	2	2	19	5	2	56
受付	14.30%	1.80%	3.60%	17.90%	8.90%	3.60%	3.60%	33.90%	8.90%	3.60%	100.00%
R2	4	14	6	14	8	11	8	19	9	4	97
受付	4.10%	14.40%	6.20%	14.40%	8.20%	11.30%	8.20%	19.60%	9.30%	4.10%	100.00%
R3	5	8	8	8	6	4	6	26	9	5	85
受付	5.88%	9.41%	9.41%	9.41%	7.06%	4.71%	7.06%	30.59%	10.59%	6%	100.00%

(4) 被虐待児童の年代・虐待種別

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
0～3歳	7	0	18	4	29
4～6歳	5	0	9	2	16
小学生	8	0	11	7	26
中学生	3	1	5	0	9
高校生・その他	1	0	3	1	5
計	24	1	46	14	85

(5) 虐待相談の主な虐待者

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
虐待相談件数	28	1	51	0	5	85

2 保育所・認定こども園巡回訪問相談

巡回訪問スタッフ（保育士1、公認心理師1、作業療法士2、言語聴覚士1）の巡回訪問によって、発達支援ニーズのある親子に対し、保護者と保育所認定こども園との協働連携がより良く機能していくよう技術的支援を行う。

また、市内保育所・認定こども園での個別指導計画作成により保育士・保育教諭の資質向上を図り、保護者－保育所・認定こども園－小学校が協働して継続性のある発達支援を行う。

<巡回相談件数および個別指導計画作成実施件数> (人)

	年長	年中	年少	未満	全体
巡回相談ケース実数	10	37	29	34	110
個別指導計画作成実施児童数	61	71	69	79	280

### 3 短期親子支援グループ『ゆいっこ』・入園前発達支援学級

#### (1) 短期親子支援グループ『ゆいっこ』

乳幼児健診（1歳6か月～2歳）における要フォロー児童と家庭を対象とし、子どもの支援ニーズをアセスメントするとともに、子どもと家庭に合った子育てを保護者が見つけていけるよう伴走し、早期支援体制を重層化する。

実施回数 24回 利用親子組数 19組（1グループにつき隔週3回実施。各回3～4組参加）

#### (2) 入園前発達支援学級

次年度、保育所・認定こども園に入る予定の、発達に心配のある子どもや支援を必要とする親子を対象とするグループ。それぞれの子どもの発達に応じた活動場面設定と個別配慮により、子どもの集団参加意欲や、認知・情緒、運動機能、コミュニケーションスキル、集団活動の中で必要となる生活スキルの習得等を促す。併せて、保護者の養育相談や保育園・認定こども園の入園に向けてつなぎ支援を実施する。

実施回数 25回、延べ利用人数 155人。オンラインによる実施回数12回、延べ利用人数57人。

### 4 飯田市子育て支援ネットワーク協議会

児童福祉法第25条に基づく要保護児童対策地域協議会（平成17年10月14日設置）。要保護児童対策地域協議会の調整機関では、下に掲げる要保護児童等の通告を受付け、当該ケースの家庭養育状況等の調査に基づき、緊急度判断も含めた児童虐待対応の必要性や支援方針を決定する。また、調整機関では必要に応じて個別ケース会議を開くなど支援機関との情報の共有化を図り、支援方針に沿った各機関の役割分担を取りまとめることによって効果的な支援を実施する。併せて、ケース進行管理を実施する。

#### (1) 虐待されている児童

#### (2) 虐待が疑われる児童

#### (3) 放置すると虐待に至るリスクの高い児童

#### (4) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

#### (5) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者

#### (6) 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

#### 【要保護児童対策地域協議会構成機関】

- |                       |                           |                |
|-----------------------|---------------------------|----------------|
| ・飯田医師会                | ・飯田下伊那歯科医師会               | ・長野県看護協会飯田支部   |
| ・長野県助産師会飯下地区          | ・飯田市民生児童委員協議会             | ・長野県飯田保健所      |
| ・長野県飯田児童相談所           | ・飯田警察署                    | ・飯田広域消防本部      |
| ・市内保育所                | ・市内認定こども園                 | ・市内の小学校及び中学校   |
| ・市内の児童館、児童センター及び児童クラブ |                           | ・こども発達センターひまわり |
| ・市内の児童養護施設、乳児院        | ・飯田市地域子育て支援拠点つどいの広場       |                |
| ・長野県飯田養護学校            | ・飯伊圏域障がい者総合支援センター         |                |
| ・放課後等デイサービス事業所        | ・飯田市ファミリーサポートセンター         |                |
| ・飯田市教育委員会             | ・飯田市健康福祉部（保健課・福祉課・子育て支援課） |                |
- （調整機関）飯田市健康福祉部子育て支援課

## 5 養育支援訪問等

養育支援家庭訪問事業は、児童虐待防止を目的とし、支援が必要な家庭に対し、集中的に家庭訪問を行う。訪問スタッフは、保育士資格保有者や通年研修により養成された養育支援訪問登録員があたり、育児モデルとなって家庭を支援する。

虐待防止のための専門的支援は、こども家庭応援センターの職員が保護者に対して家庭訪問や面接等で直接的に実施する支援である。

・養育支援訪問登録員：令和3年度 40人

・養育支援訪問等件数

年度	養育支援家庭訪問事業		虐待防止のための専門的支援	
	家庭数	延件数	家庭数	延件数
R 1	6	60	337	2,244
R 2	5	50	245	2,398
R 3	5	70	418	1,477

## 6 こども家庭応援センター「ゆいきっず」

### (1) ゆいきっず広場

就学前の親子が寄り集まれる場として市役所りんご庁舎こども家庭応援センター内「キッズルーム」に簡易な遊具を置きスタッフを常時配置する。親子で一緒に遊びながら利用者親子が交流できる。平成27年6月1日プレオープンから令和3年度末までに合計1,954回広場を開催し、累計24,434組の親子にご利用いただいた。親子で楽しく学ぶ「ゆいきっず講座」を三密回避をしつつ開催した。会場利用については人数制限（予約制）を設け、同時にZoomでの参加も可能となるように対応した。また、感染症警戒レベルの上昇に伴っては、Zoomのみで開催した。

毎月発行している「ゆいきっず通信」には自宅で出来る手遊びや工作の紹介や、離乳食の作り方を掲載し、紙面だけでなくWebサイト『いいだ子育てネット』でも同様の情報発信を行った。

### (2) こども・子育て・教育に関わる相談

市内在住の18歳未満のこども・子育ての相談／来入学と小中学校在学中の就学相談・教育相談／虐待の心配を早期に予防する相談など広く子育ての悩みに対応した相談を扱う。相談内容に応じて、さらに専門相談を予約・利用できる。受理した相談は必要に応じて関係機関との連携により適切に支援につなげる。

・ゆいきっず相談（新規相談・継続相談・合計）

年度	新規ケース数	継続ケース数	計
R 1	494	659	1,153
R 2	499	666	1,165
R 3	473	684	1,157

・令和3年度ゆいきっず相談（相談種別概要）

児童養護相談 (児童虐待)	児童養護相談 (その他)	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談 (性格・行動・不登校・育児・躾)	その他の 相談	計
147	403	7	16	3	533	48	1,157

## 7 地域子育て支援拠点

就園前の子育て中の親子が利用し交流や講習会、子育てに関する情報提供、相談を行っている。特定のデイリープログラムを持たず自由に出入りできる。

令和3年度	実施曜日	実施時間	年間実施日数	年間利用延べ数			1日平均 利用人数
				おとな	こども	合計	
座光寺つどいの広場	月～金	9:30～15:30	233	866	1,078	1,944	8
わいわいひろば	月～金	9:30～14:30	230	1,795	1,946	3,741	16
おしゃべりサラダ	月～金	10:00～15:00	236	977	1,164	2,141	9
アイキッズスクエアいくら	火～金	9:30～15:00	146	699	764	1,463	10
ひだまりサロン	月～金	10:00～15:00	236	595	700	1,295	6
くまさんのおうち	月水金	10:00～15:00	153	67	88	155	1
なかよし広場ぞうさん	月～金	9:30～14:30	238	264	285	549	2
おしゃべりポトフ	火	9:30～14:30	46	89	126	215	5
親子であそぼ♪森っこ	火～土	10:00～15:00	232	2,795	2,964	5,759	25
ゆるり飯沼	火～金	10:00～15:00	232	314	351	665	3
KanKan リトルジャイアント	月～金	10:00～15:00	234	898	1,103	2,001	9
KanKan リトルスキッパー	木	10:00～15:00	37	85	97	182	5
計			2,253	9,444	10,666	20,110	9

平成17年度： 民営型1か所、公営型2か所 計3か所設置

平成18年度： 既存3か所の開設時間の拡大

新たに民営型2か所増設（ひだまりサロン・くまさんのおうち）

平成19年度： 新たに民営型1か所増設（アイキッズスクエアいくら）

平成20年度： 新たに民営型2か所増設（カンガルークラブ、なかよし広場ぞうさん）

平成21年度： 既存施設の開設日数の拡大（くまさんのおうち）

平成22年度： 新たに民営型1か所増設（わいわいひろば）公営型1か所廃止

平成23年度： 機能拡充型として隔週1日開所の出張ひろば1ヶ所設置（おしゃべりポトフ）

平成24年度： 民営型1か所廃止（カンガルークラブ）

平成25年度： 民営型1か所増設（親子であそぼ♪森っこ）

平成26年度： 民営型2か所増設（ゆるり飯沼、KanKanリトルジャイアント）

平成28年度： 出張型1か所増設（KanKanリトルスキッパー）

令和3年度： 既存施設の開設日数の拡大（ひだまりサロン、なかよし広場ぞうさん、KanKanリトルジャイアント）

### 3-5 こども発達センターひまわりの現況

(令和4年3月31日)

#### 1 児童発達センター事業のあらまし

家庭から通園する就学前の障がいや発達の遅れ・つまずきのある子ども一人ひとりに合わせた発達支援を実施するとともに、保護者の相談に乗り家庭と協力して子どもの心身の成長発達を援助していく。

#### (1) 通園事業

ア 児童数 定員 36名  
登録児童数 36名 (途中入退所含む)

#### イ 療育日数及び延べ利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	17	19	23	20	19	21	21	21	21	20	19	18	239
延べ利用数	377	418	531	466	422	452	521	491	528	417	454	454	5,531

#### ウ 出身地別登録児童数

飯田市	松川町	高森町	阿南町	喬木村	阿智村	豊丘村	下條村	中川村	合計
19	5	4	1	1	1	1	2	2	36

#### エ 年齢別登録児童数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
男	0	2	12	5	4	4	27
女	0	1	1	4	3	0	9
合計	0	3	13	9	7	4	36

#### オ 児童の転園・卒園状況 13名 (途中転園含む)

保育園・認定こども園	7
児童発達支援施設	1
小学校	0
特別支援学校	5

#### カ 他機関からの受け入れ

- ① 実習生・職場体験受け入れ 延べ 34名  
 ② ボランティア受け入れ 年間 4回 40名  
 ③ 他機関からの見学及び視察 年間 6回 19名

(2) 相談支援事業

特定相談・障害児相談支援

利用計画作成	48 件	継続支援計画作成	85 件
--------	------	----------	------

2 療育相談事業のあらまし

長野県から「障がい児等療育支援事業」、南信州広域連合から「障害者相談支援事業」の委託を受けて、飯田下伊那福祉圏域（14 市町村）を対象に、在宅の障がい児の外来・訪問による相談・訓練・早期発達支援グループ活動等に関係機関と連携をとりながら行い、障がい児の福祉の向上を図る。

(1) 早期発達支援グループ らっこ、ぺんぎん、こあら、ひよこ 計 4 グループ

実施回数 55 回 延べ利用人数 339 名

(2) 地域グループへの支援

	飯田市
回 数	12
延べ人数	60

(3) 療育相談、発達検査（外来相談）

延べ利用者数 5,035 名

(4) 保育園、認定こども園、学校、施設等支援実施回数

訪問支援 197 回 施設支援 291 回

3 重症心身障害児通園事業のあらまし

在宅の重症心身障がい児一人ひとりの状態に応じた通園形態で、楽しみ作りをしながら心身の発達を促していく。今年度は感染リスクの高い重症心身障害のお子さんに、簡易検査キットを活用した訪問、電話での相談等を行った。

(1) 児童数

定員 一日 5 人程度

登録児童数 3 名（途中入退所含む）

(2) 療育日数及び延べ利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	17	19	23	20	19	21	21	21	21	20	19	18	239
延べ利用数	21	26	26	22	31	35	27	24	29	22	20	22	305

(3) 出身地別登録児童数

飯田市	松川町	豊丘村	合計
1	1	1	3

(4) 年齢別登録児童数

	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児	合計
男	0	1	0	0	0	1	2
女	0	0	0	0	1	0	1
合計	0	1	0	0	1	1	3